

女性活躍推進法に基づく **えるぼし企業を認定** しました！！

滋賀労働局 雇用環境・均等室

滋賀労働局は、女性活躍推進法に基づき、女性の活躍推進の取組に積極的な取組を行った企業として、

株式会社 エム・ジェイホーム (長浜市、不動産業・物品賃貸業)

を認定しました (認定段階3での認定となります)。



■■認定企業の取組紹介■■

○採用に関する取組

当社は、不動産業、建設業、教育事業と幅広い事業を展開しております。その中で、基本的にジェンダーによる採用の差をつけることはしておりません。

しかしながら、採用後のミスマッチを防ぐため、採用面接の前段階でカジュアル面談をほとんどのケースで実施しております。カジュアル面談の中で、求人情報だけでは、伝わりきらない各職種の情報も公開することで、募集した職種よりもさらに適した職種があればそちらを案内可能とすることで、採用後のミスマッチ及びジェンダー等によるミスマッチを未然に防ぐ対策を講じております。

○継続雇用に関する取り組み

継続雇用、特に女性の継続雇用について当社では力を入れており、産休育休の9割以上の取得を目指して行動しております。また、産休育休の取得だけではなく、休暇取得後の復帰のしやすさの向上も意識しており、営業職から事務職への転換など、復帰後のキャリア形成も行いやすいような配慮を行っております。

○長時間労働是正のための取組

当社において、前事業部の責任者の会議の中において、月間の残業時間を報告事項とし、特に長時間の残業が常態化していないかを各事業部間で牽制できるような体制を取っております。また、業務のDXの推進も図っており、システムの導入等により、省人化、省力化が図れるような体制を確立し、労働時間が長時間化しないような体制を確立しております。

○管理職比率に関する取組

当社は、女性の管理職比率が現在も40%ほどと、業界水準と比較して、高い状態ではありますが、管理職登用の機会についても、男女分け隔てなく設けており、管理職になったとしても、残業時間が長期化しないような体制を構築していることから、男性、女性問わず管理職への昇格を自ら志望する人材が出てくるように努めております。

○多様なキャリアコースに関する取組

当社は、勤務の内容や、人事評価等に応じて、非正規社員から正規社員に転換を推進しており、本人が希望されれば、正規社員に転換可能としております。また、子育て世代の女性が活躍しやすい職種の設置を行い、30代からの女性も働きやすい環境を整備しております。また、男女問わずアルムナイ採用も推進することにより、過去に在籍された方の再雇用も推進しております。

■■認定企業よりメッセージ■■

この度、えるぼし認定の3つ星の認定を頂きました、株式会社エム・ジェイホームと申します。当社は、滋賀県内10店舗のエイブルをはじめ、不動産管理、建築など総合不動産業として事業展開しております。多様な職種が社内にありますので、部署間の異動などにより、ライフイベント等に合わせて多様なキャリア転換が可能となっております。

今後は、各事業部の責任者においても女性管理者の輩出をしてみたいと考えております。

【えるぼし認定制度とは】



女性活躍推進法に基づき、女性の活躍推進のための一般事業主行動計画を策定し、その旨を届け出た事業主のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良な事業主が、申請により厚生労働大臣の認定が受けられる制度です。

認定は、5つの評価項目（①採用、②継続就業、③労働時間等の働き方、④管理職比率、⑤多様なキャリアコース）を満たす項目数に応じて3段階（※）あり、認定を受けた企業は右のような認定マーク（愛称「えるぼし」）を商品や広告、名刺、求人票などに使用して、女性活躍推進事業主であることをPRすることができ、優秀な人材の確保や企業イメージの向上等につなげる効果が期待できます。

【女性活躍推進法、えるぼし認定についてのお問い合わせ先】

滋賀労働局 雇用環境・均等室 TEL:077-523-1190